

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規則

○北海道規則の左横書きの実施等に関する規則

(法制文書課)

一

訓令

○北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程

(法制文書課)

二

告示

○北海道告示の左横書きの実施等に関する告示

(法制文書課)

四

公布された規則のあらまし

北海道規則の左横書きの実施等に関する規則(規則第百十五号)

一 趣旨

近年のIT化等の進展に対応し道民に分かりやすい規則の提供等に資するよう、現に公布されている道の規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きとすることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 既存規則の形式を左横書きとすることとした(第二条関係)。

2 既存規則について、左横書きとすることに伴い必要となる用字及び用語の整理その他規定の整備を行うこととした(第三条関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

規則

則

北海道規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十六日

北海道規則第百十五号

北海道規則の左横書きの実施等に関する規則

北海道知事 堀 達也

平成十四年十二月二十六日

木曜日

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(北海道海面漁業調整規則(昭和三十九年北海道規則第百三十二号)及び北海道内水面漁業調整規則(昭和三十九年北海道規則第百三十三号)を除く。以下「既存規則」という。)の形式を左横書きとすること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下この号において同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式を採っている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 漢数字(次に掲げるもの及び二の項に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表すなかてんはピリオドとする。)
二 概数を示すもの	
ホ 数の単位として用いられているもの(表以外で用いられている万及び億並びに様式中の金額欄等で用いられている十、百及び千に限る。)	
二 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット

六	表及び様式中その内容を細分するために用いられている片仮名及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七	項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
八	文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」、「右」、「上欄」又は「下欄」	それぞれ「次」、「上記」、「左欄」又は「右欄」
九	よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十	促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十一	外来語の一部で大書きにされている片仮名のうち小書きにすることが慣用されているもの（九の項及び十の項に掲げるものを除く。）	小書きした片仮名
十二	傍点が付されている文字	傍点のない文字
十三	「且つ」	「かつ」
十四	「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十五	「の外」又は「外」（それぞれ直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	それぞれ「のほか」又は「ほか」
十六	「あわせて」	「併せて」
十七	「つえ」	「上」
十八	動詞「こえる」（ある基準や数値を上回る意味で用いられている場合に限る。）の語幹「こ」	「超」
十九	「すでに」	「既に」
二十	「附」（附則、附属、附帯、附置及び寄附として用いられている場合の「附」を除く。）	「付」
二十一	動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
二十二	動詞「基づく」の語幹「基」	「基づく」

二十三	「各号の一」	「各号のいずれか」
二十四	「本章」、「本節」、「本条」（各本条として用いられている場合の「本条」を除く。）、「本項」、「本号」又は「本表」	それぞれ「この章」、「この節」、「この条」、「この項」、「この号」又は「この表」
二十五	「当該各号に掲げる」（「次の各号に掲げる」等の表現で示された区分に対応して用いられている場合に限る。）	「当該各号に定める」

- 2 前項の表三の項から六の項まで及び八の項の規定は、法令の条項等を引用する部分については適用しない。
- 3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が定めるところによる。（知事への委任）
- 第四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の既存規則（以下「改正前規則」という。）の様式による証明書等は、改正後規則の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

訓令

北海道訓令第34号

本庁
出先機関

北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。

平成14年12月26日

北海道知事 堀達也

北海道訓令の左横書きの実施等に関する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に令達されている訓令（以下「既存訓令」という。）のうち縦書きとなっているもの（以下「縦書き訓令」という。）の形式を左横書きとすること及び既存訓令に関する規定の整備を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 縦書き訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

(1) 縦書き訓令における右方はこの訓令による改正後の縦書き訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、縦書き訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

(2) 改正後訓令における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、縦書き訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、縦書き訓令において既に左横書きの形式を採っている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。
(用字及び用語の整理)

第3条 縦書き訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 漢数字（次に掲げるもの及び2の項に掲げるものを除く。） ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えるの表現がみられないもの エ 概数を示すもの オ 数の単位として用いられているもの（表以外で用いられている万及び億並びに様式中の金額欄等で用いられている十、百及び千に限る。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表すなかつてんはピリオドとする。）
2 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 表及び様式中その内容を細分するために用いられている片仮名及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
5 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」、「右」、「上欄」又は「下欄」	それぞれ「次」、「上記」、「左欄」又は「右欄」

2 前項の表3の項から5の項までの規定は、法令の条項等を引用する部分については適用しない。

3 前2項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が定めるところによる。

第4条 既存訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
2 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
3 外来語の一部で大書きにされている片仮名のうち小書きにすることが慣用されているもの（1の項及び2の項に掲げるものを除く。）	小書きした片仮名
4 傍点が付されている文字	傍点のない文字
5 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
6 「の外」又は「外」（それぞれ直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	それぞれ「のほか」又は「ほか」
7 「あわせて」	「併せて」
8 「うえ」	「上」
9 「附」（附則、附属、附帯、附置及び寄附として用いられている場合の「附」を除く。）	「付」
10 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
11 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
12 「各号の一」	「各号のいずれか」
13 「当該各号に掲げる」（「次の各号に掲げる」等の表現で示された区分に対応して用いられている場合に限る。）	「当該各号に定める」

(知事への委任)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- この訓令は、平成15年1月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の既存訓令（以下「改正前既存訓令」という。）の様式による証明書等は、この訓令による改正後の既存訓令（以

- 下「改正後既存訓令」という。)の様式による証明書等とみなす。
3 この訓令の施行の際現に改正前既存訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後既存訓令の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

加 長

北海道告示第2027号

北海道告示の左横書きの実施等に関する告示を次のように定める。

平成14年12月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示の左横書きの実施等に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に示達されている告示(以下「既存告示」という。)のうち縦書きとなっているもの(以下「縦書き告示」という。)の形式を左横書きとすること及び既存告示に関する規定の整備を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 縦書き告示の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

(1) 縦書き告示における右方はこの告示による改正後の縦書き告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、縦書き告示における上方は改正後告示における左方とする。

(2) 改正後告示における文字(符号を含む。以下この号において同じ。)の順序は、縦書き告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、縦書き告示において既に左横書きの形式を採っている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第3条 縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 漢数字(次に掲げるもの及び2の項に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、3けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表すなかつてはピリオドとする。)
ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの	
イ 熟語の一部として用いられているもの	
ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
エ 概数を示すもの	

オ 数の単位として用いられているもの(表以外で用いられている万及び億並びに様式中の金額欄等で用いられている十、百及び千に限る。)

2 号番号として用いられている漢数字(枝番号を除く。)

左右を括弧で囲んだアラビア数字

3 表及び様式中その内容を細分するために用いられている片仮名及びこれを引用するために用いられている当該文字

五十音順による片仮名

4 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」、「右」、「上欄」又は「下欄」

それぞれ「次」、「上記」、「左欄」又は「右欄」

2 前項の表3の項及び4の項の規定は、法令の条項等を引用する部分については適用しない。

3 前2項の規定によることが適當でないと認められるときは、知事が定めるところによる。

第4条 既存告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
2 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
3 外来語の一部で大書きにされている片仮名のうち小書きにすることが慣用されているもの(1の項及び2の項に掲げるものを除く。)	小書きした片仮名
4 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
5 「あわせて」	「併せて」
6 「うえ」	「上」
7 動詞「こえる」(ある基準や数値を上回る意味で用いられている場合に限る。)の語幹「こ」	「超」
8 「附」(附則、附属、附帯、附置及び寄附として用いられている場合の「附」を除く。)	「付」

(知事への委任)

第5条 この告示の施行に必要事項は、知事が定める。

- 1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に交付されているこの告示による改正前の既存告示（以下「改正前既存告示」という。）の様式による証明書等は、この告示による改正後の既存告示（以下「改正後既存告示」という。）の様式による証明書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前既存告示の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後既存告示の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

平成十四年十二月二十六日

木曜日

六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課